

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私は、A市町村（現在は、B市町村）で国民年金を納付した記録を持っており、当該記録では昭和44年1月から同年3月までは「納」と記録されている。

社会保険庁の記録では未納とされているが、納付していることに間違いないので記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料納付記録を所持しており、i) 当該納付記録には、申立期間を含む昭和43年度の納付欄に「納」と押印されていること、ii) 当該納付記録は、申立期間当時、A市町村（現在は、B市町村）で使用されていたことがB市町村からの回答で確認できること、iii) 当該納付記録に個人名の検認印が押印されているが、その者は、押印期間当時、市町村役場の国民年金徴収員であったことがB市町村からの回答で確認できることから、当該納付記録は信ぴょう性が高いと考えられ、したがって、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立人は、20歳到達以降申立期間を除き未納期間が無く、平成12年以降60歳到達時までは保険料を前納している等、国民年金に対する納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年1月まで  
申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を妻が婦人会に納めてくれた。  
納付記録が無いのは誤りだと思われるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は、国民年金の被保険者資格を最初に取得した昭和56年3月から60歳に到達するまで、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっている。

さらに、A市町村に照会した結果、申立期間当時、申立人の居住する地区では婦人会が集金を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成11年11月については38万円、12年2月については34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年4月19日まで

社会保険庁の記録では、平成11年10月1日から12年4月19日までの期間の標準報酬月額が30万円となっているが、当該期間の給与は基本給と歩合給等により月額13万円から50万円程度であった。

標準報酬月額が給与の額と見合ったものとなっていないので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額とすることとなる。

したがって申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額から、平成11年11月については38万円、12年2月については34万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている平成11年10月から12年2月までの期間の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の平成11年10月、同年12月及び12年1月の標準報酬月額については、給与支給明細書において事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立人の平成12年3月の標準報酬月額については、申立人が同年同月分の保険料が控除されたことを確認できる給与明細書を所持しておらず、申立期間当時の事業主は、当時の資料を保管していないと回答しており、このほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所本店における資格喪失日に係る記録を昭和19年10月1日から22年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19年10月から21年3月までは50円、同年4月から同年10月までは60円、同年11月から22年3月までは300円、同年4月及び5月は360円、同年6月から同年8月までは400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年9月1日まで

A事業所には昭和18年1月から24年10月まで勤務しており、勤務地は何回か変わったが、一度も辞めていない。

給与から厚生年金保険料も引かれていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の現在の厚生年金保険の加入記録によると、申立人は、昭和19年6月1日にA事業所本店で厚生年金保険の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した後、22年9月1日にA事業所B支店で資格を取得している。

しかしながら、A事業所本社人事部長名で発行された在籍証明書には、申立人の入社日は昭和18年1月12日、退職日は24年10月11日と記載されており、申立人が申立期間において、勤務していたことは確認できる。

また、A事業所B支店で作成された申立人のA事業所における入社後履歴によると、i) 申立人は、昭和18年1月12日に見習いとして採用され、19年10月1日に事務員、21年10月1日に事務社員となっていること、ii) 申立人の給与は、19年10月1日前後において変化はなく、申立期間中も定期的に昇給していることが確認できる。

さらに、A事業所の給与厚生関連業務の担当者は、申立人が昭和19年10月1日に事務員に任用されると同時に厚生年金保険の資格を喪失していることについて、「申立期間当時の資料は残っていないが、現在の考え方から判断する

と、事務員に任用すると同時に資格を喪失させることは不自然であり、当時、事務手続上の誤りが生じた可能性もある。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の入社後履歴に記載されている報酬月額から、昭和19年10月から21年3月までは50円、同年4月から同年10月までは60円、同年11月から22年3月までは300円、同年4月及び5月は360円、同年6月から同年8月までは400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から22年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年4月まで  
申立期間については、私がA市町村に住んでいた昭和44年4月ごろ、母が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてくれていた。  
納付記録が無いのは誤りだと思われるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月13日にB市町村において払い出されており、資格取得日が同年1月16日であることから、申立期間は国民年金未加入期間である上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、この払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している申立人の母親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から46年11月までの期間及び47年8月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から46年11月まで  
② 昭和47年8月から50年6月まで

昭和42年3月に私の元夫が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も払ってくれていた。申立期間の納付記録が無いのは誤りだと思われるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年12月22日にA市町村において申立人の元夫と連番で払い出され、申立人及びその元夫の最初の国民年金被保険者資格の取得日は同年12月15日であることから、申立期間①は国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。
- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、前述の国民年金手帳記号番号における申立人及びその元夫の被保険者資格は昭和47年8月1日に喪失しており、その後、申立人については、51年5月17日にB市町村において払い出された別の国民年金手帳記号番号により、50年8月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間②も国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。
- 3 申立期間①及び②について、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人が保険料を納付してくれたと主張している申立人の元夫も当時の状況についての記憶はあいまいであり、申立期間に係る保険料の納付状況は明らかでない。

また、申立期間①及び②について、申立人の元夫は厚生年金保険被保険者期間又は国民年金未加入期間であり、国民年金保険料の納付記録は無い。

さらに、申立人について、前述の二つの国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及びその元夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 10 月 20 日まで

私は、A事業所で乗務員として勤務し、平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 10 月 20 日まで月額約 20 万円の給与を受け取っていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっており、この記録は誤っているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 10 月 20 日まで月額約 20 万円の給与を受けていたと主張している。

しかしながら、A事業所の親会社の社員は「A事業所は申立期間当時労働争議中であったので、乗務員は自主営業ということで乗務し、売上げの一部を名義貸し料として同事業所に支払い、残りは乗務員の収入となっていた。また、社用車の車検の有効期限が過ぎても、同事業所は車検を受けず、車検切れのままにしていた。」と供述している。

また、申立期間当時のA事業所の労働組合委員長は「同事業所は労働争議中、社用車の車検が切れても受検しなかった。そのため、車検が切れた社用車を担当している乗務員は車検切れの日から乗務できず収入も無くなった。申立人の場合、申立期間は車検切れのため乗務できず収入も無かったと思う。また、乗務できないため収入が無かった期間の標準報酬月額については、社会保険事務所、同事業所及び労働組合の三者の協議で決定され、従業員は厚生年金保険料を負担していない。」と供述している上、社会保険庁の記録から、当時の従業員の厚生年金保険の加入記録は申立人同様、資格喪失処理と同時に標準報酬月額を 9 万 8,000 円としていることが確認できる。

さらに、当該労働組合委員長の供述及び当時の従業員の厚生年金保険の加入記録から判断して、社会保険事務所では、労働争議期間中はA事業所における被保険者の標準報酬月額の決定を留保し、労働争議解決後に被保険者全員の資

格喪失処理と保留していた標準報酬月額を決定したものと推認でき、社会保険事務所の事務処理に不自然なところは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 15 年 5 月 21 日まで  
A 事業所を平成 16 年に辞めたが、辞める 6、7 年前までは月給 29 万 8,000 円であったが、社会保険事務所の記録では 19 万円前後で登録されており、年金額が少し少ないのではないかと思うので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 9 年 10 月 1 日から 15 年 5 月 21 日まで約 30 万円の給与を受けていたと主張しており、B 市町村役場が保管している源泉徴収票と課税証明書（13 年分、15 年分）から、平成 13 年、15 年中の毎月給与は約 30 万円であることが推認でき、申立人が提出した雇用保険被保険者離職票から、申立人が離職する前 8 か月間（15 年 9 月分から 16 年 4 月分）の毎月の給与額は 29 万 8,000 円であることが確認できる。

しかしながら、源泉徴収票及び課税証明書に記載されている社会保険料の控除の金額は、社会保険庁の記録における標準報酬月額から算定した社会保険料額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、源泉徴収票等で確認できない期間についても、上述の事情を踏まえると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立事業所の代表取締役は、申立人を記憶しているが、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明としている。

このほか、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 10 月 20 日まで

私は、A事業所で乗務員として勤務し、平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 10 月 20 日まで月額約 15 万円の給与を受け取っていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっており、この記録は誤っているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 6 年 2 月 1 日から 7 年 10 月 20 日まで月額約 15 万円の給与を受けていたと主張している。

しかしながら、A事業所の親会社の社員は「A事業所は申立期間当時労働争議中であったので、乗務員は自主営業ということで乗務し、売上げの一部を名義貸し料として同事業所に支払い、残りは乗務員の収入となっていた。また、社用車の車検の有効期限が過ぎても、同事業所は車検を受けず、車検切れのままにしていた。」と供述している。

また、申立期間当時のA事業所の労働組合委員長は、「同事業所は労働争議中、社用車の車検が切れても受検しなかった。そのため、車検が切れた社用車を担当している乗務員は車検切れの日から乗務できず収入も無くなった。申立人の場合、申立期間は車検切れのため乗務できず収入も無かったと思う。また、乗務できないため収入が無かった期間の標準報酬月額については、社会保険事務所、同事業所及び労働組合の三者の協議で決定され、従業員は厚生年金保険料を負担していない。」と供述している上、社会保険庁の記録から、当時の従業員の厚生年金保険の加入記録は申立人と同様、資格喪失処理と同時に標準報酬月額を 9 万 8,000 円としていることが確認できる。

さらに、当該労働組合委員長の供述及び従業員の厚生年金保険の加入記録から判断して、社会保険事務所では、労働争議期間中はA事業所における被保険者の標準報酬月額の決定を留保し、労働争議解決後に被保険者全員の資格喪失

処理と保留していた標準報酬月額を決定したものと推認でき、社会保険事務所の事務処理に不自然なところは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から33年3月1日まで  
社会保険事務所の記録ではA事業所において昭和25年8月10日から26年11月1日まで厚生年金保険に加入した記録になっている。B出張所からC出張所に勤務場所が変わったが、33年3月に転職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和26年11月以降もC出張所に勤務していたことは、申立人の供述及び申立人から提出された写真等から推認できる。

しかしながら、昭和26年7月1日以降、連合国軍の非軍事的業務に使用される労働者は、日本政府の直庸<sup>ちよくよう</sup>使用人としての身分を喪失し、連合国軍との直庸<sup>ちよく</sup>契約<sup>よ</sup>に変わったため、26年7月3日付け厚生省保険局長通達により、申立人のように家事使用人は厚生年金保険の強制被保険者とはならない上、社会保険事務所が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間に係る記録が見当たらない。

また、A事業所の労務管理業務を引き継いだD所轄地方防衛局が保存している厚生年金健康保険被保険者台帳には申立人の申立期間に係る記録が無いことが確認できる。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人と同日付で厚生年金保険の資格を喪失した者も上述の名簿及び台帳から確認することができず、申立人の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年から 63 年まで

私は、昭和 55 年から 63 年にかけて A 事業所及び B 事業所の下請け業者であった C 事業所と D 事業所で勤務し、勤務場所は E 国や F 国等の外国であった。給与は、C 事業所と D 事業所から支給されていた。しかし、この期間、勤務していたはずなのに、厚生年金保険被保険者の記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において C 事業所と D 事業所に勤務していたと主張しているが、i) 両事業主はいずれも「申立人とは雇用関係はなく、申立人は外注業者として勤務していた。」と供述し、申立人自身も外注業者として勤務していたことを認めていること、ii) 両事業所における勤務時期等に関する申立人の記憶があいまいであること等から、申立人が申立期間において両事業所で勤務していたとは考え難い。

また、C 事業所の代表者は「当社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、正社員も国民健康保険と国民年金に加入してもらっていた。」と供述している。

さらに、D 事業所の代表者は「正社員であれば厚生年金保険に加入させているが、外注業者として勤務していた職人には加入させていなかった。」と供述している上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間は国民年金保険料納付済期間であることが確認でき、申立人自身も保険料を納付したとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年ごろから35年ごろまで

申立期間については、A市町村にあったB事業所の工場敷地内のC事業所で事務員として勤務しており、給与から失業保険料、健康保険料及び厚生年金保険料も差し引かれたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

当初の申立ての際には、同僚の氏名を思い出せなかったが、当初の判断後、思い出したので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人がD事業所で勤務していたと主張するものの、同事業所は、申立人との雇用関係記録は無く、B事業所の工場敷地内又はA市町村内及びE郡内で申立期間当時、営業を行っていた事実は確認できないと回答しているほか、申立人が当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、申立期間において勤務していたと申立人が供述する事業所の所在が確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月8日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、B事業所の同僚の氏名を思い出しており、今回、当該同僚に照会したところ、当該同僚は、申立人がC事業所で勤務していたと供述しているとともに、申立期間において、C事業所F支社(当時は、G支店)で総務を担当していた同僚が、B事業所の工場敷地内にC事業所の工事現場事務所が存在していたと供述していることから、申立人がC事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所F支社は、同事業所における申立人の在籍記録は無いと回答している上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号の欠番は見られないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

また、C事業所F支社で総務を担当していた同僚は、「工事現場の事務所で女性事務員を臨時員として採用していたが、臨時員には2種類あり、採用に当たって社長決裁が必要な臨時員は社会保険に加入していたが、工事現場の監督者の裁量で採用される臨時員は社会保険に加入していなかった。申立人については、勤務初日の前日に工事現場の事務所で面接を受けていることや、C事業所のG支店に行ったことがないことから判断すると、工事現場の監督者の裁量で採用された臨時員ではないか。」と供述している。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 337 (事案4の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月1日から24年2月28日まで  
② 昭和27年8月5日から同年12月31日まで  
③ 昭和29年3月21日から同年9月30日まで  
④ 昭和33年12月25日から34年4月30日まで

先の申立ては、認められないとの通知を受けた。

しかし、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとされているが、A事業所(申立期間①)、B事業所(申立期間②及び③)及びC事業所(申立期間④)の各事業所に勤務していたことは事実であり、納得できないので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①及び②は、A事業所及びB事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であること、ii) 申立期間③は、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿において、B事業所における申立人の資格喪失日が昭和29年3月21日と記録されており、同事業所は申立期間の途中である同年6月4日に全喪していること、iii) 申立期間④は、C事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった全喪後の期間であること、iv) 申立人の給与明細などの保険料控除を確認できる書類も無く、申立人の保険料控除に関する記憶もあいまいであること等から、既に当委員会の決定に基づき平成20年2月29日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立内容と同様に、申立期間については各事業所に勤務していたので厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしいと主張するが、申立内容には、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

また、申立期間①については、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と厚生年金保険の加入記録が一致する者で連絡が取れる者はおらず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできず、申立期間②、③及び④については、申立人と厚生年金保険の加入記録がそれぞれ

一致する者のうち、連絡が取れた8人に照会したものの、申立てに係る事実を確認するための供述は得られなかった。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。